

茨城県報

第7665号

昭和63年6月20日

月曜日

目次

告示

●第二種大規模小売店舗に関する告示(商業振興課).....	ページ 1
●道路の供用開始(4件)(道路維持課).....	2

(大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する告示(3件).....	3
-----------------------------------	---

公告

●争議行為の予告通知(労政課).....	5
●都市計画案の縦覧(9件)(都市計画課).....	6
●都市計画事業(都市施設課).....	13
●開発行為の工事完了(3件)(建築指導課).....	13

告示

茨城県告示第873号

第二種大規模小売店舗に関する告示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により公示する。

昭和63年6月20日

茨城県知事 竹内藤男

1 届出者の氏名又は名称

株式会社 スーパーカドヤ

2 建物の名称及び所在地

スーパーカドヤ石岡並木店

石岡市大字石岡字並木東2280-1



茨城県告示第 874 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年 6 月 20 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 6 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 竜ヶ崎潮来線
- 2 供用開始の区間
稲敷郡新利根村大字柴崎字長峰6780番 2 地先から
稲敷郡新利根村大字柴崎字四反田7543番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年 6 月 20 日

茨城県告示第 875 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年 6 月 20 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 6 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 日立いわき線
- 2 供用開始の区間
北茨城市中郷町日棚字南湯ノ作1069番 6 地先から
北茨城市中郷町日棚字湯ノ作2069番 3 地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年 6 月 20 日

茨城県告示第 876 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年 6 月 20 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 6 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 結城二宮線
- 2 供用開始の区間
下館市大字下江連字東田1669番地先から
下館市大字森添島字井沼1202番 8 地先まで

3 供用開始の期日 昭和63年6月20日

茨城県告示第877号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年6月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和63年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県道 筑波益子線

2 供用開始の区間

西茨城郡岩瀬町大字岩瀬978番地先から

西茨城郡岩瀬町大字富谷1200番1地先まで

3 供用開始の期日 昭和63年6月20日

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第11号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令
第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容
を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3)
略歴(法人及び団体にあつては事業の沿革) (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日
から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着す
るよう提出して下さい。

昭和63年6月20日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草 野 眞 男

1 届出者の氏名又は名称

株式会社 ヒロセヤ電機

2 届出者の住所

那珂郡那珂町菅谷4447番地

3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒロセヤ電機

那珂郡那珂町菅谷2621番地

4 現在の店舗面積

486㎡

5 増加しようとする店舗面積
1 4 m²

6 増加部分の開店日
昭和63年10月28日

茨城県大規模小売店舗審議会告示第12号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

昭和63年 6 月 20 日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草 野 眞 男

- 1 届出者の氏名又は名称
株式会社 山新
- 2 届出者の住所
水戸市見和2丁目500番地7号
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ヒロセヤ電機
那珂郡那珂町菅谷2621番地
- 4 開 店 日
昭和63年10月28日
- 5 店 舗 面 積
9 7 6 m²
- 6 閉 店 時 刻
午後7時
- 7 休 業 日 数
年間15日
- 8 主として販売する物品の種類
家庭用品, その他

茨城県大規模小売店舗審議会告示第13号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にとっては、その事業の種類 (3) 略歴(法人及び団体にとっては事業の沿革) (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

昭和63年 6 月20日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草 野 眞 男

- 1 届出者の氏名又は名称
十字屋商事株式会社
- 2 届出者の住所
猿島郡境町2185
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
カスミストアー真壁店
真壁郡真壁町大字田字田中前103
- 4 開 店 日
昭和63年10月29日
- 5 店 舗 面 積
47㎡
- 6 閉 店 時 刻
午後9時
- 7 休 業 日 数
年間1日
- 8 主として販売する物品の種類
寿司、おにぎり

公 告

●争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合水戸支部執行委員長中山英雄から、昭和63年6月10日労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

昭和63年 6 月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 事 件

昭和63年度夏季一時金等の要求

2 日 時

昭和63年 6 月 21 日以降本問題が解決するまでの期間

3 場 所

日本赤十字労働組合水戸支部の組合員が従事する職場

4 争議の概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画第 1 種市街地再開発事業を決定する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある場合は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和63年 6 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を定める土地の区域

水戸市宮町 1 丁目、2 丁目、三の丸 1 丁目、2 丁目の各一部

2 都市計画の種類

水戸・勝田都市計画第 1 種市街地再開発事業

(水戸駅北口地区)

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 水戸市都市計画部

4 縦 覧 期 間

昭和63年 6 月 20 日から昭和63年 7 月 4 日まで

水戸・勝田都市計画道路を変更する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある場合は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和63年 6 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・15 水戸駅千波線

水戸市宮町1丁目, 2丁目, 千波町字千波山の各一部

3・5・17 水戸駅赤塚線

水戸市宮町1丁目の一部

3・6・28 水戸駅新町線

水戸市宮町1丁目の一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 水戸市役所

3 縦 覧 期 間

昭和63年 6 月 20 日から昭和63年 7 月 4 日まで

~~~~~

水戸・勝田都市計画道路を変更する必要が生じたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和63年 6 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

変更する区域

3・4・75 上菅谷停車場線

那珂町大字菅谷字追出し, 字両宮, 字杉原, 字弁天, 字弁財天, 字竹ノ内の各一部

3・3・71 中台・額田線

那珂町大字菅谷字杉原, 字竹ノ内, 字原前, 字原後, 字北ノ内, 字堀の内, 字貝保内, 字おつば, 字西ノ内の各一部

3・4・74 菅谷・市毛線

那珂町大字菅谷字大木内, 字江向東, 字高内, 字地天の各一部

追加する区域

3・4・127 上宿・大木内線

那珂町大字菅谷字上宿東, 字両宮西, 字両宮東, 字竹ノ内, 字原後, 字原前, 字江向東, 字大木内の各一部

3・4・128 下宿・仲之内線

那珂町大字菅谷字下宿東, 字般若西, 字般若東, 字北ノ内, 字西ノ内, 字小六内, 字仲之房

西, 字仲ノ内, 字地天の各一部

3・4・129 下菅谷・停車場線

那珂町大字菅谷字鍛冶屋敷, 字貝保内, 字堀の内の各一部

2 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市計画課
- (2) 那珂町役場

3 縦覧期間

昭和63年 6 月 20 日から昭和63年 7 月 4 日まで

~~~~~

下館・結城都市計画公園を変更する必要があるが生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和63年 6 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

3・3・101 南部中央公園

追加する部分

結城市大字結城字新福寺及び田村内の各一部

2 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市計画課
- (2) 結城市役所

3 縦覧期間

昭和63年 6 月 20 日から昭和63年 7 月 4 日まで

~~~~~

水戸・勝田都市計画公園を変更する必要があるが生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和63年 6 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

5・6・001 千波公園



追加する部分

水戸市千波町の一部

2 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市計画課
- (2) 水戸市役所

3 縦 覧 期 間

昭和63年6月20日から昭和63年7月4日まで

~~~~~  
水戸・勝田
日 立都市計画下水道を変更する必要があるが生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第
大 宮
21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案
を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、
意見書を提出することができます。

昭和63年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

追加する区域

大宮町大字小野字居合，字後沢，字合ノ田，字鹿島平，字袋下

工業団地

大洗町磯浜町 字中瀬向，字七反田下，字本堂，字本堂下，字馬洗場，字榎下，字吹上，字見
附窪，字上之山，字磯道，字沼畑窪，字大洗下，字大洗境外，字後釜，字水江
払，字トリカイ，字二反田，字三反田，字五反田，字六反田，字六反田上，字
六反田尻，字七反田，字七反田下，字八反田，字桜下，字ピンチウ，字堂面，
字番上，字根横田，字横田道南，字横田，字郷土田，字北町田，字南町田，字
反町，字ウツキ崎，字中土下，字中堂下，字永町，字石田，字夏張，字オンス
イ，字岩崎，字石子，字町池，字神宮後，字杓形，字樋口，字井戸尻，字町田
尻，字コノマリ，字コノマリ尻，字矢ノ下，字永ホック，字一本松，字五本松，
字団子内，字カヤバ，字梶内，字矢之田，字白畑，字三角惣根，字惣根，字向
惣根，字前惣根，字米蔵地，字諏訪，字諏訪脇，字諏訪前，字民明，字サイカ
チト，字五本松下，字東明寺，字金沢ホック，字天神下，字永井戸尻，字山王，
字茶木，字根本，字寺家上，字桂町，字新町，字椿山，字磯鼻，字日下ヶ塚，
字釜堀込，字カキ面，字白根尻，字ハツヶ峯，字関口，字前原，字狭間，字小
松原，字原前，字マハタ，字東光台，字桂町，字緑町，字旭町，字大洗下より
大貫境まで，字東，字寿町，字磯口，字権現堂，字砂町，字鍛冶屋後，字道祖

人脇, 字行人塚, 字中畑, 字花立, 字塚本, 字腰巻, 字松台堂, 字堂林, 字五柳, 字関畑, 字田辺, 字ヲソウチ, 字ダンプ, 字カヤバ, 字芳際, 字芳際脇, 字池田, 字天堂, 字関根, 字関根下, 字入船, 字金沢堀込, 字荒谷内

大洗町大貫町 字花池, 字船渡向, 字寺釜, 字勘十堀, 字上宿, 字中宿, 字坊向, 字富士山, 字菅作, 字清水, 字権現坂ノ上, 字権現坂, 字角一, 字角一ノ上, 字水タレ, 字山場平, 字阿弥陀ノ上, 字真砂, 字林造角, 字鉤瓶, 字船渡, 字ウツギ崎, 字富士ノ腰, 字箒坂, 字寺ノ上, 字明星ノ上, 字中畑, 字常福寺, 字栗林, 字大谷作, 字御中山, 字前原, 字前原下

大洗町東光台, 和銅, 港中央

那珂湊市阿字ヶ浦町, 平磯町, 平磯遠原町, 烏ヶ台, 十三奉行, 鶴代, 和尚塚, 赤坂, 中原, 涌井戸, 神敷台, 鍛冶屋窪, 田宮原, 四十発句, 相金町, 田中後, 栄町二丁目, 峯後, 国神前, 関戸

常澄村大字小泉字中坏, 字上坏, 字坏上ノ下, 字明神脇, 字宮尻, 字松原, 字南ノ前, 字南前, 字小槌, 字草倉, 字横田, 字坏田, 字宮前, 字深町, 字谷原

大字川又字六田, 字寺家田, 字野中

大字塩崎字反町, 字次郎五前, 字飯島前, 字東原, 字上沼, 字滑川, 字下宿, 字下沼, 字老町田

大字平戸字下荒田, 字下反田, 字東ノ越, 字みの田, 字荒地, 字舟渡, 字久左エ門下, 字上沼, 字東沼

大字島田字境

大字大串字原, 字新関, 字後畑

大字東前字丸山, 字中散野, 字原, 字野口前, 字天神前, 字上ノ下, 字坊下, 字下根, 字打手, 字大子前, 字東, 字夏張, 字金上, 字道ノ上, 字前原, 字道漢坂, 字西妻

大字六反田字原付

削除する区域

瓜連町大字鹿島字西坪, 字中坪, 字東坪

那珂町大字鹿島字東坪

大字門部字上坪, 字座王河原

大字本米崎字松原前谷, 字六人堂, 字中山, 字中小屋原, 字松原, 字南原, 字原, 字宮内, 字古門場

大字向山字原, 字東長堀, 字大学原, 字下原, 字六人頭, 字弁才天, 字馬道, 字西長掘, 字大山, 字筒粥

大字横堀字清水, 字所ノ内, 字駒形, 字西原, 字台

変更する区域

那珂町大字鹿島字畑合

大字門部字上堂，字高添

瓜連町大字鹿島字野際，字畑合

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 那珂湊市役所，大洗町役場，那珂町役場，常澄村役場，瓜連町役場，大宮町役場，勝田市役所，東海村役場，日立市役所，常陸太田市役所

3 縦 覧 期 間

昭和63年6月20日から昭和63年7月4日まで

~~~~~  
研究学園  
竜ヶ崎・牛久 都市計画下水道を変更する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和63年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

利根町大字中谷字伏見屋内，字平中，字堤外，字切戸侍，字排幹下の各一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 利根町役場

3 縦 覧 期 間

昭和63年6月20日から昭和63年7月4日まで

~~~~~  
研究学園都市計画公園を変更する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和63年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

6・5・501 茎崎運動公園

追加する部分

稲敷郡茎崎町下岩崎字永作臺，

上岩崎字永作 の各一部

削除する部分

稲敷郡茎崎町下岩崎字永作臺，

上岩崎字永作及び字ノ切道 の各一部

2 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市計画課
- (2) 茎崎町役場

3 縦 覧 期 間

昭和63年6月20日から昭和63年7月4日まで

~~~~~

下館・結城都市計画公園を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和63年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

9・6・001 県西総合公園

追加する部分

下館市大字茂田字畑屋敷，字原山

協和町大字蓮沼字猿号

大字桑山字14番耕地 の各一部

削除する部分

下館市大字茂田字畑屋敷，字原山

協和町大字横塚字申合

大字桑山字14番耕地 の各一部

2 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市計画課
- (2) 下館市役所
- (3) 協和町役場
- (4) 明野町役場

3 縦 覧 期 間

昭和63年6月20日から昭和63年7月4日まで

●都市計画事業の施行者の名称等

水海道都市計画道路事業については、昭和63年5月21日建設省告示第1259号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和63年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画事業の種類及び名称

水海道都市計画道路事業

3・4・10号 玉台橋谷原大橋線

2 施行者の名称 茨 城 県

3 事務所の所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

4 事業地の所在

- (1) 収用の部分 茨城県筑波郡谷和原村大字小絹字蔵下、字東上宿、字東中宿、字向原、字香取、字長町、字小絹及び字米ノ城並びに大字杉下字杉下地内

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和63年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字尾崎字中新田3383番2、3383番5

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡三和町大字東諸川139番1

常豊宅地開発株式会社

代表取締役 鈴木 正 勝

1 工事が完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大戸字宮内前1774番4、同番5、同番19、同番20、同番21、同番22、同番23、同番24、同番1、1773番3、1775番4

## 2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町前田1687番1

株式会社 大昭商事

代表取締役 木 村 和 代

~~~~~

1 工事が完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡真壁町大字下谷貝字高内144番1

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区入船一丁目9番6号

株式会社 ジャクト

代表取締役専務 矢 部 公 輔

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は線下発行) (金 2,000円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)